

## [ 事案 19-20 ] 契約者貸付無効確認請求

- ・平成19年10月4日 裁定申立受理
- ・平成20年6月5日 裁定終了

### < 事案の概要 >

契約者貸付、自動振替貸付について、会社から明確に説明、案内を受けておらず無効であるとして申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

昭和58年に終身保険に加入し、平成18年1月に70歳で保険料の払込を完了したが、その間昭和58年から平成7年の間に計8回契約者貸付を受けた。また、会社からの通知によると、平成7年から同16年の7回保険料の立替(自動振替貸付)を利用したことになる。

同18年4月に、保険会社より借入払込通知書が届き、元利合計額が403万円余にもなっていることが分かったが、契約者貸付・自動振替貸付は下記理由により無効である。なお、無効が認められない場合には、貸付金または貸付利息の返済について減免してほしい。

年1回の保険契約者貸付等のお知らせがなかった。

1回目の契約貸付手続の際に、担当者から、配当金と相殺するから借入金を返済しなくてもよいと言われた。

貸付金の利息が複利で計算されることは知らなかった。

契約者貸付について保険証券に裏書されていない。

配当金を受け取ったことはない。

自動振替貸付における保険料の立替が、数カ月間継続してなされることは知らされていない。

平成10年1月9日現在の「ご契約内容」のお知らせに、本件貸付金額が記載されていない。

### < 保険会社の主張 >

下記により、契約貸付、保険料立替は有効に存在しており、契約貸付および保険料立替が無効との申立てには理由はなく、応じられない。

#### (1) 契約貸付について

申立人は支社窓口において計8回にわたり契約貸付を利用しているが、取扱担当者は利息がかかることや、支払いがない場合は元金に組み入られる等の契約貸付の概要の説明を行っており、借入金証書や契約貸付申込書にもその旨記載されている。

申立人は、借り入れ時に「配当から毎年相殺しますので借入金は返済しなくても良いと言われた」と述べているが、一般に、貸付額が配当により相殺されることなどありえず、担当者がそのようなことを言うはずもない。また、申立人は配当金を何度も受領しており、貸付金が配当金により支払われて消滅しているはずなどないことは申立人も十分に理解しているはずである。

契約貸付後には、契約者に対し申立人提出の文書のようなご案内文書により、契

約貸付元金・利息額・元金への繰入額等について個別に通知している。

(2) 配当金について

申立人提出書類にあるとおり、契約貸付の際に引き出されている。

(3) 自動振替貸付について

集金担当者が毎月申立人宅を訪問して保険料の集金を行っていたが、申立人から保険料が支払えない旨申し出があれば、同貸付制度について説明していたはずであり、保険料が立て替えられている期間中、同担当者が集金に訪問して来ないのであるから、保険料が立替えられていることについて当然認識していたはずである。また、自動振替貸付について複利で計算することは、契約者宛のご案内にも記載されている。

(4) 契約状況の通知について

会社は毎年、各契約者に対し契約内容の概要を記載した書類を送付し、契約内容だけでなく、契約貸付および保険料立替金の金額・利率等を通知しており、申立人提出の書類にも契約貸付金がある旨ならびに保険料立替金額が記載されている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人が貸付の無効を主張する理由について、申立人と保険会社双方から提出された書類等にもとづいて、法律上、消費者対応上の観点から検証・判断を行ったが、申立人の個々の主張について貸付を無効とする主張は認められず、また利息減免の要請は裁定審査会の裁定対象ではないことから、申立てには理由がないとして生命保険相談所規程第40条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。